

## 第7回 市民プラザ跡地複合施設 管理運営ワークショップ

資料1

### プログラム

日時：平成26年1月30日（木）14:00～16:00

場所：本庄市役所 職員厚生室

#### プログラム

時 間	内 容	備 考
～14:00	受付 ・再編成した2グループに分かれます	
14:00～14:05	(1) 今日の進め方【5分】	資料1
14:05～14:15	(2) 前回のふりかえり【10分】 ・ワークショップのまとめ ※事前配布資料参照 ・なんでもアンケートのまとめ	資料2 資料3
14:15～14:45	(3) 今日のテーマに関するレクチャー【30分】 ・(仮称)市民プラザ跡地複合施設管理運営計画【案】の説明 ※事前配布資料参照 ・質疑応答	(資料4)
14:45～15:30	(4) グループワーク【45分】 『(仮称)市民プラザ跡地複合施設管理運営計画【案】について』 ■手順 計画(案)について、以下の様な観点から皆さんの意見やアイデアを大きく印刷した計画(案)に書き込んでください。 ・項目の追加や削除(皆さんの思いが反映されていますか?漏れている項目はありませんか?) ・文章表現の見直し(皆さんの思いが間違った表現になっていませんか?もっと良い表現方法はありますか?)  ■注意点 ・今日のリーダーを中心に話し合いを進めます ・全員が発言できるように時間配分に気をつけましょう ・適宜休憩を挟みながら進めましょう	
15:30～15:50	(6) 各グループからの発表(全体会)【20分】 ・各グループのリーダーが話し合いの過程や意見をまとめて発表します (1グループ7分程度で…) ・他グループの発表で疑問点があれば質問しましょう	
15:50～16:00	(7) 次回の予定、メンバーからのお知らせ、アンケート【10分】 ・次回の課題について説明します(課題告知、開催通知配布) ・メンバーからイベント等のお知らせがあれば… ・「なんでもアンケート」への協力をお願いします	資料5

項目	Aグループ		Bグループ		Cグループ	
	分類	具体的内容	分類	具体的内容	分類	具体的内容
【管理運営の基本方針】（施設の基本理念や果たすべき役割） 第1回WS「本庄市の良い点と悪い点」より	歴史・文化・イベントの情報発信	歴史と新文化の融合のまち まつりやイベント	老朽化施設の対策	市内に多様な施設があるが、新しい複合施設は中央公民館・コミセンの受け入れ先		
	世代を超た交流	いいまち・いいひと・いいふれあい 老若男女が交流し、笑いの絶えない市民生活 学生が利用できる	市民主体	市民のもの		
	市民活動の推進	市民活動・ボランティア活動の拠点 団体活動が活発にできる 自己実現を目指す プロやアマ問わず、特技等を発表できる場	公平・公正・中立	中間支援団体はひとつひとつの団体や個人等への活動支援を平等に行うべきであり、行政・利用者双方に対し、公平・公正・中立の立場をとる必要がある		
	資源と潜在力	自然と共存する本庄				
【事業計画】事業の基本方針や事業展開の方向性 第2回WS「新施設を使った事業やイベント」より	多世代交流	お年寄りと子どもを結ぶイベント	市民提案	市民の提案を受け、事業やイベントを実施		
	子育て支援	子育て支援のイベント	観光PR	観光スポットを地図に広大表示し、観光客誘致に活用する		
	団体相互の交流	団体同士の交流を深めるコミュニティまつりや公民館まつりのような合同発表会				
	福祉支援	高齢者や障がい者を対象とした生きがいづくりなどの支援	健康づくり支援	少子高齢化の進む現代において、みんなが「健康」であることが大切。健康づくりの支援事業を継続して行い、ケガや病気の予防に役立て、医療費の削減にもつなげる		
	イベントの継続性	いつでも楽しめるイベント（音楽）など				
	生涯学習支援	歴史探勝会				
【利用規則】規則全体の基本方針や個別規則の考え方と方向性 第3回WS「施設のきまりを考えよう」より	多様な利用者に配慮した休館日、開館時間等の設定	休館日は年末年始と施設メンテナンス日のみ 土日や夜遅くまで利用できる	多様な利用者に配慮した休館日、開館時間等の設定	休館日は年末年始と施設メンテナンス日のみ ※利用者の利便性を考えると、いつでも利用できる、いつでも受付していることが大切 開館時間：9時～22時/8時～21時30分 ※閉館後の巡回等のために21時30分とする	<div data-bbox="2110 810 2733 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【例】本庄市インフォメーションセンター 指定管理者：特定非営利活動法人まちの駅ネットワーク本庄 利用時間：9時～21時 休館日：12月29日～1月3日 勤務時間：3交代で円滑に機能している ※利用者からは21時閉館だと物足りないという意見があり、新しい複合施設においては22時閉館が望ましいのではないかと</p> </div>	
	利便性に配慮した使用時間帯の設定	1時間単位 2時間単位（片付ける時間を含む）	利便性に配慮した使用時間帯の設定	使用時間帯：9時～12時、13時～17時、18時～22時、1日中 9時～22時 平日・休日によって時間帯の区分を変える		
	利用料金の有料化と減免	部屋の利用は有料とする ※但し、ボランティア団体などは減免 駐車場は有料とする	受益者負担と減免	一般の利用者は一律料金とし、月謝払い 企業の利用はレンタルルーム代として別料金（1H/円）を設定する 収入のない団体などに対する減免は必要		
	利用制限	暴力団などに対して、利用制限をする 新たに施設を利用する団体を、既利用団体が選ぶ	利便性を考慮した利用申請	公的な事業やイベントの事前確保 原則、早いもの勝ち インターネットや電話での申請 定期的に同じ曜日・時間帯での利用を希望する利用者（登録団体）に配慮したルールづくり 機材の利用やサービス等について		
			利用制限	物品販売について一定のルールが必要		
			禁止事項	飲食について一定のルールが必要		
			駐車場	利用団体の乗合せを促進する。乗合せをする利用者には、感謝状等の贈呈		
【市民参加】市民と施設との関係性 第4回WS「運営主体と市民参加について」より			事業への参画	事業やイベントの企画から利用者が参画する 市が企画するモノだけではなく、利用者が自発的に企画する	身近な施設	高齢者や個人が気軽に利用できる 弱者と呼ばれる人達のよりどころ 市役所出先課の設置（例：市民活動推進課）
			市民の声を反映	利用者が希望・要望等を広く応募できる環境を整える	交流と情報のネットワーク	多世代が交流できる 古いモノと新しいモノの共有 団体同士の情報ネットワークを取りまとめる
			コーディネート	団体間の協調・コラボ		
【管理運営組織】組織の基本方針や支援・チェック組織 第5回WS「市民と行政との協働管理運営について」より			利用者意見の反映	協議会のメンバーとして市民が参加する	利用者の方向を向いた運営	利用者のことを第一に考える
			管理運営主体	中間支援団体のような連合体が管理運営を行う 設立当初は、行政と市民団体が管理運営を行う	管理運営主体	他の指定管理者との連絡が必要 市民と行政の協働管理 施設の維持管理費等を考慮して、管理運営組織について検討する 他施設の指定管理制度を把握し、参考にする
【その他】 ・広報宣伝 ・愛称 ・収支 など			広報宣伝	CATVによる広報（複合施設の番組を作る） 運営は点ではなく線、広報・イベントは面で行う 災害のない点や交通アクセスの良さをPRする		
			愛称	インターネットで広く公募する		

## 第6回 市民プラザ跡地複合施設 管理運営ワークショップ なんでもアンケートのまとめ

### 今日のワークショップについて

No.	委員の皆さんより	事務局より
1	代理での参加でしたので、今までのワークショップの内容を活かした意見が出せたのか少し不安でしたが、勉強になりました。ありがとうございました。	<p>こちらこそありがとうございました。各団体の皆さんには、お忙しい中、月1回のワークショップのために時間を調整して参加いただき感謝しております。今回のテーマは、これまでの総括的な内容だったので、代理で参加いただいた方には難しい内容だったかと思います。</p> <p>今後も、機会があれば是非参加していただき、気軽にご意見をいただければ幸いです。</p>
2	管理運営については、利用団体受付や団体活動支援について経験や情報を持っているコミュニティ協議会事務局を推薦します。(管理の有料化は経験ありませんが)	<p>施設の管理運営については、市民が主体となった管理運営システムを理想型として、皆さんのご意見を伺いながら検討を進めています。行政が全てを行うのではなく、市民(民間)が得意な分野については、市民(民間)の皆さんが主体となり管理運営に関わっていただきたいと考えています。</p> <p>ご意見をいただいたとおり、利用受付や団体の活動支援については、まさに「市民の力」を活かせる分野だと思います。コミュニティ協議会事務局のこれまでに積み上げてきた経験や情報、ネットワーク等を活かし、施設の管理運営に関して何らかの形で是非関わっていただけたらと思います。</p>
3	良かった。	ありがとうございます。これからも同様の感想がいただけるように、事務局も工夫をしていきたいと思えます。
4	<p>資料に付与するNO. (ナンバー) の付け方について、回数がかかるような付与にしてほしい。</p> <p>例えば「資料6-2」 ↓ 6回目</p>	<p>貴重なご指摘ありがとうございます。資料については、誰が見ても分かりやすい内容になるように心がけておりますが、今回はこれまでの総括的な内容となったことから、今までに使った資料の寄せ集めの資料になりました。今後、資料番号の振り方については、ご提案いただいた方法も参考として、見やすく分かりやすい資料となるように工夫をしたいと思えます。</p>

5	<p>だんだん参加人数が少なくなり寂しく思います。話し合ってもそれが理想だけのような感じがしています。もう少し具体的な内容なら、もっと意見がでるのでは…。</p>	<p>年末ということもあつてか、参加者が少なかったのは残念でしたが、それでも第1回からの議論を振り返りながら活発な議論ができたと思います。オープン最初から100点満点の施設は正直に言って難しいとは思いますが、年を重ねるごとに掲げた理想に少しずつでも近づけるように、管理運営に関して、見直しができる仕組みづくりが最も大切だと思っています。</p> <p>皆様のご協力により進むべき方向が見えてきましたので、今後は少し具体的な議論へと移っていきたいと思います。これからもよろしくお願いします。</p>
6	<p>なかなか参加できずに申し訳ありませんでした。短時間で色々考えまとめる難しさを痛感しました。何となくプラザのイメージがつかめ始めてきたように思います。</p>	<p>お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。人それぞれに違う意見があり、まとめることの難しさを痛感しております、考えの違いがあることを参加したみんなで共有できたことは有意義なことだと思っています。その違いを認識した中で考えの共通点を見つけ出し、進むべき方向性が見えてきたのではないかと感じています。</p> <p>みんなに愛される施設になるように、今後も貴重なアイデアをよろしくお願いします。</p>
7	<p>参考資料として、近隣施設の利用料金等、お願いします。</p>	<p>「受益者負担の原則」により、使用料を徴収する方向性が見えてきたような気がしますので、次の段階として、今後は具体的な料金の検討に入る予定です。この施設は建設の目的上、収益を稼ぐような施設ではありませんので、利用料だけで管理運営経費のすべてを賄うことは想定していませんが、市内や近隣市町村の類似施設との均衡等も考慮しながら、誰もが気軽に利用できるな料金設定をしなくてはならないと考えています。その時には、是非ご意見をいただければと思います。</p>

H26. 1. 14 作成  
(第7回WS事前配布資料)

# (仮称) 市民プラザ跡地複合施設 管理運営計画【案】



平成26年 月

本庄市

## 目 次

はじめに	1
1. 管理運営の基本方針	
(1) 施設の基本理念の実現	2
(2) 市民と連携した施設運営	3
(3) 安全・安心かつ効果的な施設運営	3
(4) 人材の育成	3
2. 事業計画	
(1) 事業計画の基本方針	3
(2) 事業展開の方向性	4
(3) 開館準備	6
(4) 開館記念事業（オープニングイベント）	6
(5) 事業評価	7
(6) 施設間の連携	7
(7) 関係機関からの助成金等の活用	7
3. 利用規則	
(1) 利用規則の基本方針	7
(2) 利用規則の考え方と方向性	8
(3) 駐車場	11
4. 組織計画	
(1) 組織計画の基本方針	11
(2) 管理運営主体	12
(3) 連絡調整会議の設置	12
(4) 管理運営協議会と利用者懇談会の設置	12
(5) 専門スタッフの配置	12
(6) 市民参画と支援組織	13
(7) 組織整備スケジュール	13
5. 広報宣伝計画	
(1) 広報宣伝計画の基本方針	14
(2) 広報宣伝計画	14
6. 収支計画	
(1) 収支計画の基本方針	14
(2) 収支の構成	15

これまでに開催したワークショップでの議論を参考にして作成しました。文章中のアンダーラインは、第6回ワークショップ（テーマ：「これまでのアイデアを計画にどう盛り込むか」）で出された意見（思いやキーワード等）を基に計画に盛り込んだ部分です。

## はじめに

本庄市では、東日本大震災の影響により使用危険と判断した市民プラザを平成23年10月に解体し、その跡地の活用方法について、老朽化が進む市内公共施設の再配置計画策定を視野に入れ、検討を開始した。

旧市民プラザ跡地がある本庄駅北口は、人口の減少や少子高齢化などの社会的課題が現実のものとなっているだけでなく、商店の撤退や空き地の増加など、街の空洞化が顕著になっており、その対策が求められている地域である。

また、本市の公共施設の現状を見ると、建築後30年以上を経過し旧耐震基準で建てられた建造物が数多く存在するため、老朽化等により設備機器の更新や施設の修繕等が急激に増えている状況にあり、さらには、長引く景気の低迷等による税収の減少や扶助費などの増大により、財政の硬直化が進むことで、現在の公共施設の全てを維持し続けることは困難な状況になることが予想されている。

こうした状況から、跡地の活用方法については、大きな柱となる本庄駅北口の活性化と賑わいを創出するための方策に加え、今後「公共施設再配置」の取り組みを進めていくうえでの先導的な役割を果たすものとして、多様なサービスを一つの施設の中で効率良く提供できるように、複数の機能を兼ね備えた複合施設を建設する方向で検討を進めることになった。

施設に複合化される機能については、平成23年10月に市民から自由意見の募集を行い、平成24年1月と2月には「公共施設再配置・複合施設機能検討懇談会」を開催し、市内各分野の団体から推薦された21名の委員の方々に対し、市内の公共施設の現状を説明するとともに統廃合の方向性や複合施設の機能に関する意見交換を行った。

また、部屋の間取りについては、平成24年5月から7月にかけての3回に渡り「基本設計ワークショップ」を開催し、機能統合される中央公民館とコミュニティセンターの利用者を中心に、複合施設の利用が想定される各種団体の方々との意見交換を行ったり、同年6月には高校生とのワークショップを開催し、将来を担う若者からの意見を徴収した。

市民の意見を取り入れながら平成24年10月に完成した基本設計は、「学ぶ」「集う」「支える」の3つの基本理念の中、「生涯学習機能」「市民活動推進機能」「健康づくり・子育て・福祉支援機能」「多世代交流機能」「イベント会場機能」「防災機能」の7つの機能を有する誰もが使いやすい施設であるべきことをコンセプトに掲げている。

本施設は、多種多様な市民ニーズに対応した施設として、多彩な市民活動を支援することで、市内外から多くの人々が集まり、中心市街地に新たな人の流れを生み出し、地域の活性化と賑わいの創出にもつながる「交流の拠点」となる施設である。さらには、これからのまちづくりに欠かすことのできない「市民力」を向上させる「連携と協働の拠点」として、市民と行政がより良いパートナーシップの関係・仕組みを育みながら、まちづくりの先頭に立つ中心市街地の新たなシンボルとなり、周辺地域にも波及効果をもたらすものと考えている。

また、完成後の管理運営についても、地域の方々や施設を利用される市民団体等、多くの市民とともに智慧を出し合い、自分達の誇りある施設として展開していくためにも、市民自らが管理運営の担い手になることを理想像として描いている。

本管理運営計画は、この様な経緯を踏まえ、各機能が効果的につながり合うことで基本理念が実現するように、施設の管理運営における基本方針や事業計画、利用規則、組織計画等の基本的な考え方を整理し、取り組みの方向性を明らかにするもので、開館の準備と当面における運営の基本的な指針となるものである。

なお、本計画の策定にあたっては、利用も運営も市民が主体となることを目指す施設に相応しく、施設の利用を予定している市民団体やまちの課題に取り組むNPO法人などから推薦された方々17名で構成される「管理運営ワークショップ」を開催し、活発な意見交換を重ねて作成したものである。

## 1. 管理運営の基本方針

本庄市は、古い歴史と文化に育まれた多彩な人々が、故郷に愛着を持って生活する自然環境に恵まれた地域である。高校や大学等、数多くの教育機関を有し、新幹線駅や高速自動車道のインターチェンジもあり、交通の便にも恵まれた多くの資源と潜在力を持つ地域である一方、本庄駅北口を中心とした地域では、人口の減少や空き家の増加等、既成市街地の衰退が進み、人々の繋がりが希薄になっているという課題を抱えている地域であることも事実として認めざるを得ない。

こんなまちの課題を克服するために、本市の資源や潜在力を最大限に活かしながら、様々な取り組みが行えるような拠点施設の整備と仕組み作りが急務となっており、本施設は立地条件からもこれらの役割を担うべき施設として期待されている。

また、本施設は、あらゆる分野で活躍する団体の活動の場となることから、それらの活動や経験、知識をつなぐ仕掛けづくりを行うことで、これまでの活動がさらに深まったり、新たな活動への展開が可能となるなど、本施設の設置効果をさらに高めることも期待できる。このようなことを踏まえ、（仮称）市民プラザ跡地複合施設の管理運営にあたり、複合施設の効果が最大限に発揮されるよう、以下の基本方針を定める。

### 管理運営の基本方針

- (1) 施設の基本理念の実現
- (2) 市民と連携した施設運営
- (3) 安全・安心かつ効率的な施設運営
- (4) 人材の育成

#### (1) 施設の基本理念の実現

多種多様なニーズに対応できる部屋を、団体の専用区分は設けず分け隔てなく利用できるよ



うにすることで、施設での活動を通じて交流の輪が広げられるような空間を整備する。

#### ■「学ぶ」

市民に親しまれる文化・生涯学習活動の拠点として、中央公民館とコミュニティセンターの機能を分け隔てなく混ぜ合わせ連携させることにより、活動の相乗効果を生み出すとともに、多彩な部屋の有効活用を図る。

#### ■「集う」

誰でも気軽に利用できる施設として、常に新しい情報や活動を発信し続けるなど、幅広い年齢層の人々が出会い、ふれあい、学び合う仕掛けをコーディネートし、本施設を拠点として賑わいが地域全体に広がるような事業を展開する。

#### ■「支える」

多彩なニーズに応えるために様々な情報を提供できる仕組みを構築するとともに、健康づくり・子育て・福祉分野など、まちの課題解決に取り組む市民団体等の活動を支援することで、地域住民の暮らしをサポートする。

また、災害時等は一時避難場所として地域住民や帰宅困難者を受け入れる防災拠点施設としての役割を担う。

### (2) 市民と連携した施設運営

事業や運営に市民が主体的に関わることで、「市民のための施設」という施設に対する愛着心を育むとともに、地域に対する誇りを醸成していく。

### (3) 安全・安心かつ効率的な施設運営

安全・安心・快適なサービスを第一に、市民目線に立った運営を心掛けるとともに、管理運営主体による安定した維持管理を確保するために、効率性の視点も重視した施設運営を行う。

### (4) 人材の育成

適切な管理運営を行うために、専門的能力を有する人材を積極的に起用するとともに、本施設の基本理念を理解し、その実現に向けた取り組みを着実に実行できる人材を育成する。

## 2. 事業計画

### (1) 事業計画の基本方針

基本理念に沿って「自主事業」「共催事業」「貸館事業」をバランスよく実施する。事業の実施にあたっては、本庄市固有の地域資源を活かした活動の展開を軸に、複合施設の特徴を活かしたオリジナルな活動を創造・育成することにより、この施設から常に新しい取り組みが生まれ続けるような施設イメージを形成する。

また、事業内容や頻度は、管理運営主体の組織体制や人員計画に密接に関係してくることから、その影響にも考慮した計画にする。

### ①多彩で魅力ある自主事業の展開

複合施設の利点を活かし、多彩なジャンルの文化芸術活動に触れる事業や世代を超えて多くの人が交流できるような事業、地域の良さを再発見したり大切な歴史や伝統を継承する事業など、本庄市の特徴を活かしつつ、課題の解決に向けた取り組みへと発展するような事業を展開する。

また、団体と団体とをつなぎ合わせることで新たな活動を創造したり、市民から事業提案を募集し、企画段階から市民と連携して実施することを検討する。

### ②共催事業による市民の活動支援

市民参加はあくまで、市民の自発的な活動であることが前提であり、その活動を行政が必要や活動主旨に応じて支援する体制が望ましいと考える。本施設の事業実施方針に合致した市民や各種団体が企画した事業に共催したり、本施設内に事務所を有する事業者と連携した事業を展開するなど、地域社会に貢献する自主的かつ公益的な市民活動団体による事業を支援することで、団体を育成しながら、まちの活性化を促進する。

### ③積極的な貸館事業の推進

市民の自主的な文化活動やボランティア活動等の市民活動を促進するうえで、施設を貸し出すことによる活動の場の提供は、重要な役割を担うものである。市民団体の気軽な活動・発表の場、市民団体や事業者の会議・集会・研修の場、興行主が実施するコンサート等の観賞の場のほか、市主催の施策や事業にも積極的に施設を活用する。

また、貸館における利用料金は施設運営上、重要な財源の一つでもあることから、積極的な利用促進活動を行う。

## (2) 事業展開の方向性

文化・生涯学習の振興、地域・世代間交流の促進、賑わいの創出など、多彩なジャンルの事業をバランスよく実施することで、地域の課題をあらゆる角度から見つめ直し、課題解決に向けた取り組みにつながるような仕組みを構築する。

また、これまでに文化活動や市民活動に参加したことのない市民も自然に参加できるようなプログラムを用意し、まちに関心を持つ市民層の拡大を図る。

### ①子ども育成事業

高齢者との交流事業や親子の絆を深める事業等、学校との連携も模索しながら、まちへの関心や愛着が深まる事業を実施し、本庄市の魅力や歴史・文化にふれることで、まちの記憶を未来へ継承するような取り組みを実施していく。

### ②健康づくり・子育て・福祉支援事業

誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進するために、ボランティア団体やNPO法人等と連携し、健康づくり・子育て・福祉支援に関する事業を実施したり、関連団体の活動の場や情報交換の場を提供することで、新たな子育て世代の定住化につなげるとともに、高齢者や障がい者の社会参加や生きがいがづくりなどの支援を行う。

### ③市民活動支援事業

NPO法人やボランティア団体等の活動を支援するために、施設内の「市民活動フリーミー

ディングスペース」を活用し、気軽に利用できる活動の場を提供するとともに、団体相互の交流を促進するために掲示板等を使い、情報の共有化を図る。

また、市民活動を始めようとしている市民への情報提供や相談にも対応していく。

#### ④芸術文化観賞事業

気軽に立ち寄れる「まちなかの小ホール」として、市民をはじめ多くの人々が芸術文化を通じて感動を身近に感じ、そこから新たな出会いや交流が生まれるように、音楽コンサート、演劇等の文化芸術が定期的に楽しめるような企画を検討する。

#### ⑤生涯学習推進事業

多くの市民が生き生きとした生活を送れるように、多種多様な講座や講演会、まちづくり活動を関係団体と連携しながら企画・実施し、地域コミュニティに対する関心を高めながら、生涯学習を推進する拠点としての事業を展開していく。

#### ⑥多世代交流・地域活性化事業

本施設を利用する様々な団体や事業者と連携・協働し、子どもから大人まで全ての世代の人々がふれあい楽しむことのできる多彩なイベントを展開することにより、地域の活性化と賑わいを創出する。

#### ⑦複合型交流事業（フェスティバル）

施設全体を活用し、施設を利用している団体や周辺商店街と連携するなどしながら、複数の企画を組み合わせた地域としてのイベントを開催する。テーマに一貫性や関連性を持たせることで経験や知識をつなぎ合わせ、一度に様々な体験ができる複合施設の特徴を活かしながら参加団体相互の交流を深め、地域全体に波及するような企画を行う。

#### ⑧運営サポーター育成事業

施設の管理運営に関し、市民がそれぞれの特技を活かして自主的な運営サポーターとして参画できる仕組みを構築するとともに、市民力向上のための必要な知識や技能を習得させるための研修を実施し、施設の担い手を育成する。

#### ⑨展示・情報発信事業

行政情報や地域情報等の暮らしに役立つ情報や、本庄市及び周辺地域の歴史・文化・自然・特産品等、観光に関するものを展示したり情報を発信することで、施設に訪れた人をまち歩き観光へ誘導したり、本庄市の魅力を再発見できるような魅力ある空間を演出する。

また、多種多様な市民活動に関する情報発信及び収集の場として、様々な活動が常に見える状態にすることで、新たな参加や発見を生み出すきっかけづくりを推進する。

#### ⑩憩いと安らぎの場

訪れた人が、様々な人々との出会いや多彩な情報の中に浸りながら、緩やかに交流を楽しむ中で、憩いとやすらぎを感じられる空間づくりを行う。

また、催し物がない時も誰もが気軽に立ち寄りたくなる身近な施設を目指し、空間の使い方や情報の提供方法について工夫をすることで、立ち寄った人々が本施設で行われている活動に自然に触れることができるような仕掛けを模索する。

### (3) 開館準備

本施設の順調な滑り出しには、市民に向けて様々な方法を使い情報を的確に周知することにより、施設への関心や期待感を高めつつ、市民との協働体制を着実に準備することが重要となる。平成27年度中のオープンに向け、本施設の認知や理解向上のための事業を展開する。

#### ①基本方針と事業展開

##### ■話題づくり

広報やホームページ等を使い、工事の進捗状況や利用方法等についての情報を発信し、市民への周知を図ることで、本施設に関する話題を提供する。

##### ■利用者づくり

中央公民館やコミュニティセンターの利用者対し、本施設の利用に関する情報を提供することで、活動の場のスムーズな移行を推進するとともに、オープンへの期待感を醸成する。

また、あらゆる機会において、本施設で展開できる活動や事業の可能性を提案し、新たな利用者の発掘を図る。

##### ■連携・支援の組織づくり

各種市民団体と意見交換を行いながら、管理運営に関する連携・支援体制の整備（ネットワークづくり・支援組織づくり）を行うとともに、運営ボランティア等の人材の確保・育成に努める。

#### ②施設設置条例及び施行規則の制定

管理運営計画に基づき、施設の正式名称や基本的な規則（休館日、利用料など）等を定める。

#### ③愛称募集

開館前の広報宣伝活動の一環として、多くの方々に新施設への愛着感や親近感、参加意識を持ってもらうために一般公募による愛称募集を行い、オープンに向けて定着するように努める。

#### ④貸館業務の受付開始

開館と同時に貸館業務を開始するために、受付についてはオープン前から行う。受付の開始にあたっては、広報等での周知を徹底したうえで行うものとする。

### (4) 開館記念事業（オープニングイベント）

開館記念事業は、完成した施設のお披露目であるとともに、本施設の基本理念や基本方針、多彩な機能や使い方を広く市内外に示す機会であり、市民とのネットワークや支援体制の拡大を図るチャンスとして捉える。開館に併せ、本施設の基本理念と同様に市民主体の開館式典及びオープニングイベントを開催することとし、実施時期・実施形態・実施内容については、関係団体等と連携を図りながら今後協議する。

また、開館から1年間をオープニングイヤーと位置付け、あらゆる形態の事業をバランスよく計画することで、参加者層や事業収支、市民との協働体制等のデータを収集するとともに事業の検証を行い、結果を翌年度以降へとつなげられるように様々なノウハウを蓄積する期間とする。

### (5) 事業評価

基本方針に沿った事業が開催されているか、また、事業を実施したことによりどんな効果があったかを検証するために、施設の利用者や事業の参加者を対象としたアンケート調査等を実施し、事業の見直しが効果的に行える仕組みを検討する。

### (6) 施設間の連携

#### ①近隣公共施設との連携事業

図書館や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫（活用方法について現在検討中）等、近隣の公共施設と連携して様々な事業を実施することにより、地域全体で生涯学習や世代間交流を深め、活力ある地域づくりを推進する。

#### ②民間施設との連携事業

まちの駅や空き家を活用した店舗等、近隣の民間施設と連携した事業を実施することで、相互施設が関連性を持った地域コミュニティの拠点となるような施策を展開する。

### (7) 関係機関からの支援事業の活用

各種事業を実施するにあたり、国や公的機関あるいは民間企業や財団などからの補助金や助成金等を積極的に活用することで、事業の充実と事業資金の確保を行う。

## 3. 利用規則

### (1) 利用規則の基本方針

#### ①分かりやすい設定

誰もが気軽に施設を利用できるようにするには、複雑な利用規則であってはならない。利用規則全般について分かりやすい設定にすることは、利用者にとって気持ち良く利用するうえでの安心感となり、また、管理運営主体にとっても煩雑な事務処理を防ぐうえで大切なことである。

#### ②公平かつ公正な原則及び柔軟な対応と定期的な見直し

利用者にとっての利便性と管理運営主体にとっての管理しやすさ双方のバランスに配慮し、公平で公正な明確な原則を決めつつ、柔軟な対応も可能な仕組みにする。

#### ③定期的な見直し

市民主体の管理運営を目指す本施設は、利用規則についても市民やスタッフの声を反映させ、定期的に見直しや改善を続けながら、より良い方向へと成長し続けられる仕組みをつくる。

#### ④サービスとの明確化

管理運営主体の財政状況やスタッフの労働環境に配慮した運営を行うためには、本施設を利用する受益者が負担する部分と、施設がサービスとして行う部分との境界を明確にしておくことが重要である。利用者の理解を得るために必要な説明を行う。

## ⑤利用者層の拡大による稼働率の向上

あらゆる分野の市民活動の拠点となり、地域の活性化と賑わいの創出を目指す本施設の設置目的を達成するために、利用者層の拡大は重要な要素である。市民活動での利用を優先しつつも、旧市民プラザと同様に、営利や興行を目的とした事業者の利用も一定の基準を設定したうえで認めることにより、可動率向上による財源の確保が図れるだけでなく、市民団体と事業者とのコラボレーションによる地域課題の解決に向けた取り組みに発展することも期待できる。

## (2) 利用規則の考え方と方向性

### ①休館日

多様な利用者に配慮し、年末年始（12月29日～1月3日）とする。なお、自主事業及び共催事業については、年末年始においても、開催趣旨を踏まえつつ柔軟に対応する。

### ②開館時間

多様な利用者に配慮し、午前8時30分から午後10時までとする。なお、開館時間前後の時間外利用については、施設運営に支障をきたさない範囲で柔軟に対応する。

### ③利用時間

利用時間は、午前9時から午後10時までとする。なお、利用時間前後の時間外利用については、施設運営に支障をきたさない範囲で、柔軟に対応する。

### ④利用時間区分

利用者の利便性及び施設利用料の有料化に伴う負担軽減に配慮し、個人練習での短時間利用など、多種多様な市民ニーズに対応することで施設稼働率の向上も期待できることから、1時間単位での貸し出しとする。利用時間区分は、会場の準備から終了後の後片付け等その利用に必要な全ての時間を含む。

### ⑤利用申請

#### ■申請期間

利用日の属する月の3ヶ月前の月の1日から利用日の前日までとする。ただし、全国規模などの広域的な会議や研修、告知等に一定期間を要するもの、又は自主事業、共催事業の場合については、この限りではない。

#### ■申請方法

予約の際は原則として利用希望者が直接来館し、申請書を提出する。部屋の空き状況の確認や仮予約については、インターネット等を活用し、利便性の向上が図れるように手続きの簡略化を検討する。

#### ■定期利用団体の登録と予約の優先権

年間を通じ定期的に利用する団体については「利用者団体登録」を行い、登録日については優先的に予約ができるように検討する。年間を通じての定期的な活動を奨励することで、利便性の高い施設として、安定的な施設稼働率を保つことができる。なお、登録の要件については、活動の内容や構成員等に基準を設け認定するものとする。

また、運営の公平性・公正性を考慮し、登録団体でも優先的に予約できない部屋を設定するなど、未登録の団体についても予約しやすい方策を同時に検討する。

## ⑥連続利用制限

多くの方に利用してもらうことが本施設の主旨であるため、特定団体による同一部屋の連続利用について制限を設けることとし、7日を上限とする。ただし、自主事業及び共催事業については、この限りではない。

## ⑦利用料金

### ■受益者負担の原則

施設を利用し利益を受けた者と利用せず利益を受けなかった者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、「受益者負担の原則」に沿って利用者に適正な負担を求めることとする。

### ■利用料金の設定

平日や夜間の利用促進、稼働率の向上を考慮しつつ施設内容に見合った適正な料金設定とし、市内公共施設や近隣の類似施設の利用料金も参考にしながら、分かりやすい料金体系を設定する。

なお、利用料金については、施設を維持管理するうえでの貴重な財源の一つとなることから、具体的な金額については、施設の利用頻度等も想定する中で、慎重に検討を行うものとする。

### ■利用時間区分による料金設定

多種多様な市民ニーズへの対応や施設の有料化による利用者負担の軽減に配慮し、1時間単位での料金設定とする。

### ■入場料を徴収する場合や商業目的、営利目的で利用する場合の料金設定

別途料金（割増料金）を設定する。

## ⑧設備・備品の利用料金

定期的なメンテナンスが必要な設備や備品については、利用者から利用料金を徴収する。照明や音響などの特殊設備及び備品については、講演会セットや発表会セットなどのセット料金を設定し、利便性の向上と利用申請の簡素化を図る。

## ⑨減額と全額免除

部屋の利用料金や設備・備品の利用料金について、自主事業のほか、共催事業、市などの官公庁が主催する事業の場合には減額又は全額免除できることとする。

また、利用者登録した団体のうち、公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行う団体については、減免団体として登録することで、部屋の利用料金や設備・備品の利用料金について減額できることとする。減額の割合については、受益者負担の原則に照らし合わせ、公平性や公正性に十分配慮した割合にするとともに、安易な減額は管理運営主体の財政状況を圧迫し、更には職員の労働条件の劣化につながる恐れがあるため、減免団体の認定については厳格な基準を設けることとする。

## ⑩有料利用部分の明確化

部屋やスペースにおける有料及び無料の区分は、下記のとおりとする。なお、有料の部屋やスペースを利用する場合は、あらかじめ予約を必要とする。また、無料の部屋やスペースについては、原則として占有することを禁止するが、イベント等で占有する必要がある場合には予

約を必要とする。

階数	有料	無料
1階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示ホール</li> <li>・ 多目的ホール</li> <li>・ 控室</li> <li>・ パントリー</li> <li>・ フィットネスルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流スペース</li> <li>・ 市民活動フリーフリーミーティングスペース</li> <li>・ キッズルーム</li> <li>・ 赤ちゃんの駅</li> <li>・ エントランス及びホワイエ</li> </ul>
2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動室A～E</li> <li>・ キッチンスタジオ</li> <li>・ 展示スペース</li> <li>・ ロッカーコーナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流スペース</li> </ul>
3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動室F、G</li> <li>・ IT活動室</li> <li>・ アトリエ</li> <li>・ 音楽スタジオ1、2</li> <li>・ 和室</li> <li>・ ロッカーコーナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流スペース</li> <li>・ 個人学習ルーム</li> <li>・ 作業室 ※印刷機等の利用は有料</li> </ul>
屋外		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小イベント広場</li> <li>・ 小公園</li> <li>・ 駐車場（イベント広場を兼ねる）</li> <li>・ 駐輪場</li> </ul>

#### ⑪事業者へ賃貸する部分の明確化

事業者へ賃貸する部屋やスペースについては、下記のとおりとする。賃貸料については、施設内容に見合った適正な料金設定とし、具体的な料金及び契約期間等の契約内容については、今後の検討課題とする。

階数	賃貸する部屋やスペース
1階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カフェ</li> <li>・ ショップスペース</li> </ul>
2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会事務室</li> <li>・ 相談室（社会福祉協議会所管）</li> </ul>
3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民活動支援ルーム</li> </ul>

#### ⑫利用の制限

以下のような場合は、利用を制限することができる。

- 公序良俗に反するおそれがあるとき
- 建物や設備、備品を破損するおそれがあるとき



■施設の管理上支障があると認められるとき（災害時における一時避難場所としての使用等）

### ⑬禁止事項等

#### ■喫煙

館内は全館禁煙とし、屋外に分煙に配慮した喫煙エリアを設置する。

#### ■飲食

館内での飲食は原則として可とするが、清掃が困難な部屋やスペース（床仕上げがカーペット等）については禁止エリアを設定する。

#### ■販売行為

カフェやショップスペース以外での物品の販売を原則禁止するが、本施設の基本理念に合致し、本施設の許可を受けた場合には柔軟に対応する。

## （3）駐車場

駐車場については、約60台を確保しているが、台数の不足が懸念されている。乗り合わせや公共交通機関、自転車、徒歩による来館を奨励したり、近隣の有料駐車場や事業者と連携するなど、管理運営主体と利用者、地域とが共に知恵を出し合いながら対策を講じることとする。

### ①利用時間

施設の開館時間と同じ午前8時30分から午後10時までとする。なお、時間外については出入口に施錠をすることで本庄駅利用者の無断駐車を抑制し、本施設の利用者が優先して駐車できるような方策を検討する。

### ②利用料金

まちなかにある貴重なイベント広場としての活用も想定しているため、料金ゲートや車止め等の有料化に伴う設備の設置が困難なことや、24時間駐車可能な有料駐車場となった場合、イベント開催時においても夜間から継続して駐車されてしまうなどの弊害が考えられることから無料とする。

## 4. 組織計画

### （1）組織計画の基本方針

#### ①自主事業の積極的な展開や貸館事業の推進

魅力的で創造性のある自主事業が積極的に展開でき、貸館事業についても円滑に推進できる組織体制とする。

#### ②専門スタッフの起用と育成

利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスを行い、創造的な事業を企画・展開できるように、豊富な知識と経験を有する専門スタッフを配置する。

#### ③市民や地域との連携

市民が主役となる施設となることから、市民や地域団体との連携・協働により、地域の活性化や賑わいの創出に取り組むことができる組織体制とする。

## (2) 管理運営主体

自主事業や貸館事業を効果的に展開するために、管理運営主体には経験豊富な人材の確保、市民や地域との多角的な協働支援体制の構築、柔軟な組織体制、迅速な調整能力などが求められている。民間事業者の手法を活用した指定管理者制度を導入することは、これらの条件をクリアする有効な方法として考えられるが、施設を維持管理するうえで非常に重要となる収支計画については利用者数により大きく変動する利用料収入や光熱水費等の維持管理費が現時点では不透明な部分も多いことから、開館当初からの指定管理者制度の導入については、指定管理者が負うリスクにも目を向ける必要がある。

特に開館直後の1～2年については、本施設の先行きを占う大切な時期であり、スムーズで魅力的な開館につなげるためにも、単独事業者による指定管理だけでなく、複数事業者や市民団体との連合体による指定管理、さらには市による直接運営も視野に検討を進める。

また、開館後については、あらゆるデータを収集するとともに実施した事業の検証を行い、次期の管理運営主体のあり方について、継続して研究を進めることとする。

## (3) 連絡調整会議の設置

協働による運営を推進するための組織として、管理運営主体と行政が互いの役割を明確にし、施設に関する様々な情報を共有するために「連絡調整会議」の設置を検討する。

また、本施設内に事務所や店舗を置く事業者とも情報を共有しながら、協働による運営を推進する。

## (4) 管理運営協議会と利用者懇談会の設置

市民とともに成長する施設として、市民の声を管理運営に反映させる仕組みづくりが大切であるが、管理運営するうえで重要な事項（施設の規則や管理上の問題、改善策、連携事業等）についての情報を共有し、利用者の方向を向いた運営が行われているかのチェックや評価を行う組織として市民も参加した「管理運営協議会」の設置を検討する。

また、日常的に施設を利用する方々からの率直な意見（施設利用に関する提案、市民が主体的に参画する事業の提案等）を吸い上げる仕組みとして「利用者懇談会」の設置を検討する。

## (5) 専門スタッフの育成とコーディネーターとしての役割

自主事業や貸館事業など、効率的で効果的な管理運営を行うために経験豊富な専門スタッフを配置する。

また、団体と団体をつなぎ合わせるコーディネーターとしての役割がスタッフには期待されていることから、リーダーとなれる人材の発掘と育成を重要課題として位置付け、様々な団体と連携を図りながら専門知識の向上だけでなく、リーダーとしての素養やコーディネート力を養成する研修等を実施する。

(6) 市民参画と支援組織

市民や各種団体との連携により、市民が管理運営に参画できる仕組みづくりを構築し、多くの担い手との協働による運営を推進する。仕組みづくりに際しては、市が事務局となり検討を進めるが、市民参加の主旨に従い、市民主体の体制へとスムーズな移行に努める。

市民参加はあくまで、市民の自発的な活動であることが前提であり、その活動を行政が必要性和活動主旨に応じて支援する体制が望ましいが、具体的な例として、観光コンシェルジュ、事業企画サポーター、広報活動サポーターなどが考えられる。

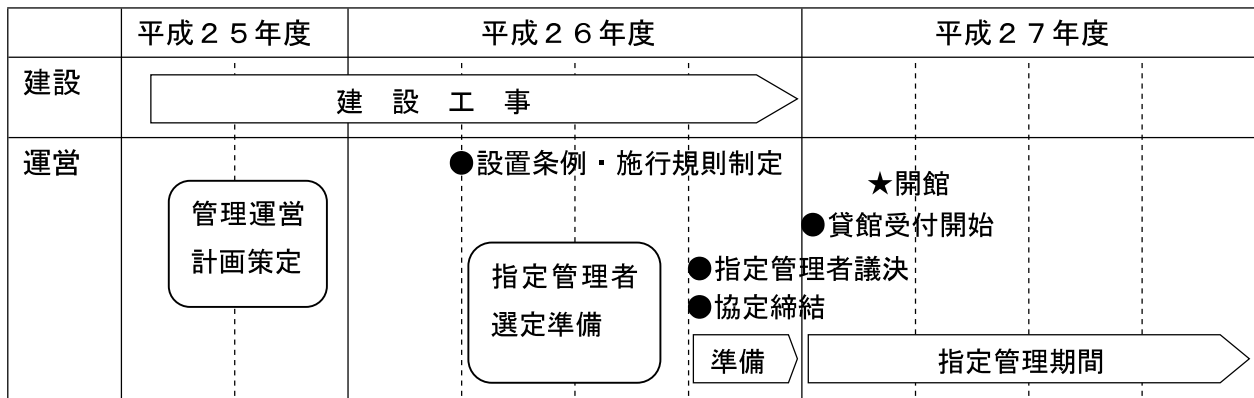
■総合案内（観光コンシェルジュ）

来館者にとってまず目にとまる総合案内は、施設の顔として、その役割は重要である。総合案内を設置し、館内の様々な問い合わせに対応するほか、市民同士、団体同士などをつなぐ役割として、さらには、観光コンシェルジュとして観光客に対しニーズに合った観光ルートを紹介するなど、幅広い視点を持った情報提供に努める。

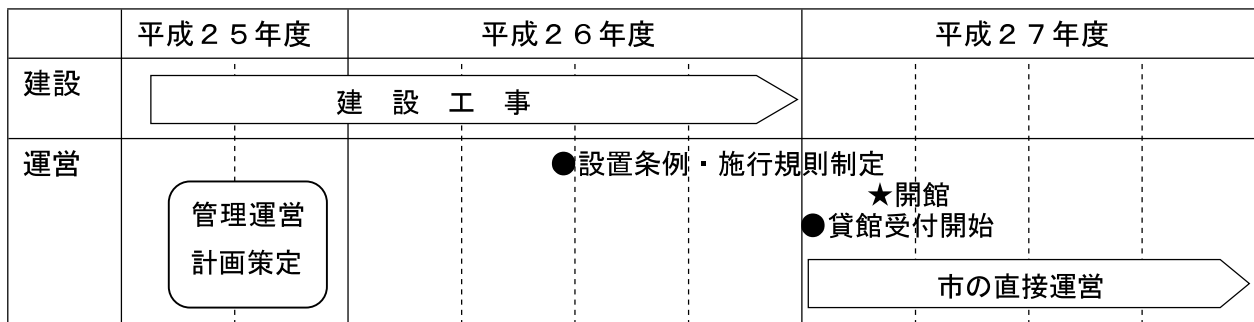
また、館内のみで対応できない問い合わせについては、他施設や各種団体とも連携しながら、適切な窓口を紹介するなどの対応を行う。

(7) 組織整備スケジュール

【指定管理者制度を導入する場合】



【指定管理者制度を導入しない場合（本庄市が直接運営する場合）】



## 5. 広報宣伝計画

### (1) 広報宣伝計画の基本方針

市民活動の拠点として多くの方に利用していただくために、広報宣伝は大きな意味を持つ。的確な広報宣伝をすることで、施設で開催されるイベントへの参加を促すとともに、現在も多様な分野で展開されている市民活動への関心や理解を高める効果も期待でき、埋もれていたニーズや新たな施設利用者を発掘するきっかけづくりを行う。

また、少ない費用で効果的な広報宣伝活動が行えるように、常にその方策を研究し続ける。

### (2) 広報宣伝計画

#### ①イメージづくりによる利用者の開拓

本施設のコンセプトや特色、利用規則、イベント情報等を、定期的かつ継続的に広く周知することにより、施設の使い方についてイメージしてもらうとともに、利用実績についての情報を発信することで、さらなる利用者の開拓を図る。

#### ②多様な情報媒体の活用

市内外のあらゆる年代層の方々に広く情報を発信したいため、定期機関紙やパンフレットなどの紙媒体だけでなく、ホームページの活用や地元ケーブルテレビなどとも連携し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことで、施設の活動に触れる機会を数多く創出する。

#### ③市民参画の推進

市民が主体となり管理運営する施設を目指し、広報宣伝分野についても管理運営主体と市民とが協働で取り組める仕組みを構築する。

また、単なるイベント情報にとどまらず、利用者同士、又は利用者と本施設との双方向のコミュニケーションを確立するような広報宣伝活動を展開する。

## 6. 収支計画

### (1) 収支計画の基本方針

#### ①効率的な維持管理と経費低減

警備、清掃、設備の点検保守などの専門的知識や技術が必要な一部業務については、専門業者等への業務委託を活用し、安全・安心な運営を最優先とした効率的で適切な維持管理を行うことで、維持管理経費の低減に努める。

#### ②自主財源の確保

施設全体を管理運営するうえで、利用料金による収入は重要な財源であることから、管理運営主体自らも積極的な「営業」活動を行うことで稼働率の向上を図り、自主財源の確保に努める。

また、カフェや社会福祉協議会事務室等、事業者に賃貸するスペースについては有料にすることを基本とし、そこで得る利益についても管理運営主体の収入となるシステムを構築する。

### ③助成金等の活用

自主事業を行うにあたっては、入場料収入の確保のほか、国や財団など、市以外からの補助金や助成金の獲得、あるいは地元企業などとの連携事業を企画して協賛金を集めるなど、収支比率を高める努力を行う。

## (2) 収支の構成

### ①収支のイメージ【指定管理者制度を導入する場合】

#### 【収入】

運営管理費（本庄市より） ※維持管理費、人件費、事業費として	利用料金収入 賃貸借収入	入場料 収入	助 成 金 等
-----------------------------------	-----------------	-----------	------------------

#### 【支出】

維持管理費 ※保守点検、清掃、警備、光熱水費、事務費	人件費	事業費 ※自主事業等
-------------------------------	-----	---------------

### ②収支の試算

本施設を長期間、安定的に管理運営していくためには、収支バランスを意識した運営が不可欠である。収支の試算については、利用実績に基づいて算出することが最も正確で確実な方法であるが、新築される本施設については、収支の額を想定することが困難な状況である。

収入については、本施設の稼働率予想から年間の利用料金収入を算定したり、自主事業における入場料収入や各種助成金の金額を可能な限り明確にしておくことが必要である。

また、支出については、本施設の設計図や稼働率予想、市内類似施設の実績等から維持管理費を算定し、同時に管理運営主体の組織体制や事業計画の決定に合わせて、人件費や事業費についても可能な限り明確に算定しておくことが望ましい。

## 市民プラザ跡地複合施設 第8回管理運営ワークショップの課題告知

## 次回ワークショップのテーマ：『設置条例（案）と条例施行規則（案）について』

## 1. 次回ワークショップのねらい

今回からは「（仮称）市民プラザ跡地複合施設 管理運営計画（案）」に基づき、管理運営をするうえで必要となる様々なルールについて、具体的な検討を始めます。多くの方々が気持ち良く利用できるように、様々なルールの基礎となる「設置及び管理に関する条例（案）」と「条例施行規則（案）」について、皆さまからの具体的なご意見やアイデアをいただきたいと思っております。

平成27年3月の竣工に向け工事は順調に進んでいますが、ルールに関しては、まだまだ不確定な部分が多い施設です。これまでの意見交換の内容も踏まえ、経験豊富なメンバーの皆さまからの貴重なご意見を参考にして、少しずつ細かい部分を固めていきたいと思っています。次回もたくさんのご意見やアイデアをお願いいたします。

## 2. 条例と規則とは

地方公共団体の条例・規則は、憲法第94条に定められた自治立法権に基づいて制定される自主法です。

## (1) 条例

- 地方公共団体の事務に関し、議会の議決により制定されます。
- 地方公共団体の事務全般について制定することができます。
- 憲法を頂点とする国の法体系の一部を構成するものであり、憲法その他の法令に違反することは許されません。

## (2) 規則

- 地方公共団体の長など(行政委員会を含む)が制定します。

## (3) 条例と規則との関係

地方公共団体の議会と長とは、独立対等の立場にあります。したがって、議会が定める条例と、長が定める規則との間では、原則として、形式的効力に優劣はありません。

しかし、条例の委任によって制定される規則などについては、条例に対し従属的な立場にあります。また、条例と規則の間に矛盾がある場合は、通常条例が優先すると考えられています。

## (4) 事例紹介

- 本庄市インフォメーションセンター設置及び管理に関する条例
- 本庄市インフォメーションセンター設置及び管理に関する条例施行規則

## 3. 次回の進め方

## ①「設置及び管理に関する条例」（案）、「条例施行規則」（案）の説明

- 事務局から内容について説明します。

## ②質疑

- 説明を受け、全般について気になったことや疑問に思ったことなどありませんか。

## ③グループワーク

- 細部について、グループ内で意見を出し合います。条項の追加や表現方法の見直しなど、大きく印刷した条例（案）と施行規則（案）を使い、意見やアイデアを書き出してください。

## ④各グループからの発表

- 各グループからの発表を聞き、参加メンバー全員で意見や課題を共有します。